

認定こども園 佐原グレイスこども園 園則（運営規程）

（目的）

第1条 社会福祉法人佐原めぐみ会佐原グレイスこども園（以下「当園」という。）は以下の法律及び条例に基づき、支給認定こども（以下「園児」という。）の教育・保育事業を行うことを目的とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）
- (3) 子ども子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）
- (4) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月21日千葉県条例第41号）
- (5) 香取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第16号）
- (6) その他関係法令

（運営方針）

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（施設の名称及び所在地）

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 佐原グレイスこども園
- (2) 所在地 千葉県香取市牧野67番地1

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園に次の職員を置く。

(1) 園長 1名

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長 1名

園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 1名

園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育、保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・保育相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組む。

(4) 指導保育教諭 3名

園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 保育教諭・保育士 17名

教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(6) 栄養士 1名

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食および3歳児以上

の幼児食に係る献立を作成する。

- (7) 調理員 3名
栄養士の作成した献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
 - (8) 事務職員 数名
当園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
 - (9) 保育補助 数名
保育の補助を行う。
 - (10) 嘱託医、歯科嘱託医、学校薬剤師 各1名
園児の健康管理業務を行う。
 - (11) 労務職員 1名
園内諸業務に従事する。
- 2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(学年及び学期)

第7条 当園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 前項の学年は、次の学期に分ける。
- (1) 第1学期 4月1日から5月31日まで
 - (2) 第2学期 6月1日から8月31日まで
 - (3) 第3学期 9月1日から12月31日まで
 - (4) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育を提供する日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

- 2 当園は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に当てはまる場合には休業日とする。
- (1) 保育認定子どもに係る休業日
 - (ア) 年末年始（12月29日から1月3日）
 - (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (ウ) 開園記念日（4月1日）
 - (2) 教育標準時間認定子どもに係る休業日
 - (ア) 土曜日
 - (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (ウ) 学年末休業（3月21日から3月31日まで）
 - (エ) 学年始休業（4月2日から4月7日まで）
 - (オ) 夏季休業（7月20日から8月31日まで）
 - (カ) 冬季休業（12月24日から1月5日まで）

(キ)開園記念日(4月1日)

- 3 当園は、前2項の規定にかかわらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育を提供する時間)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前8時00分から午後7時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (3) 教育標準時間は、午前9時00分から午後2時00分とする。
- 2 当園の開所時間は、次のとおりとする。
- (1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分
 - (2) 土曜日 午前8時00分から午後5時00分
- 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。
- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第10条 当園は、教育・保育を提供した際は、保護者から市町村が定める教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 当園は、香取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 3 当園は、香取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表2に掲げる実費を徴収する。
- 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。
- 5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表4に掲げる費用を徴収する。

(認可利用定員)

第11条 認可利用定員は次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定	—	—	—	5	5	5
2号認定	—	—	—	30	30	30
3号認定	8	18	24	—	—	—
合計	8	18	24	35	35	35

(特別利用保育等)

第12条 前条にかかわらず、待機児童解消のため及び育児休業終了後の就業等の入所等の場合、条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。

- 2 連続する過去の2年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上のときには、定員の見直しを行うものとする。
- 3 定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第13条 当園は、市町村からの教育・保育の実施について支給認定を受けた教育標準時間認定子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
 - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 教育標準時間認定子どもについて、利用定員を超える場合においては、香取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定により、抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
- 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園または休園しようとする教育標準時間認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 6 当園の保育認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了

するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規程に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申し出があったとき
- (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重要な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

- 2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、香取市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講じるものとする。
- 4 園児に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(虐待防止のための措置)

第16条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども子育て事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定める場合は除く。

(苦情対応)

第18条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第19条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための職員に対する研修を実施する。

3 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

(健康管理)

第20条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

(衛生管理)

第21条 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第22条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもが快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(記録の整備)

第23条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日から定めた期間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の提供にあたっての教育・保育要領、指導計画・・・5年間
- (2) 教育・保育の提供の記録（含園児要録）・・・卒園児が小学校を卒業するまで
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年

内閣府令第 39 号) 第 19 条に規定する市町村への通知に関する記録・・・5 年間

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録・・・5 年間

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録・・・5 年間

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 5 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

別表

別表1 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
行事（遠足・クリスマス等）に係る費用	公共交通機関その他移動手段及び入場料やプレゼント等に要する費用	実際に要した経費（実費）
日用品・衛生費	ペーパータオル・消毒剤等に要する経費	月額 300 円
入園・進級時の用品代	おたより帳・シール・誕生カード等に要する経費	実際に要した経費

別表2 (保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担)

対象児童	利用時間	金額
1,2,3号認定子ども	30分につき	100円

別表3 (預かり保育に係る利用者負担)

年齢	1日の利用時間が4時間を超える場合		1日の利用時間が4時間以下の場合	
	3歳未満児	1日につき	2,400円	1日につき
3歳以上児	1日につき	1,600円	1日につき	800円